

医療的ケアの対象行為の試験的な導入について（追加分）

第1回特別支援教育推進委員会にて報告を行った医療的ケアの対象行為の試験的な導入について、進捗を報告する。

1 血糖測定等の対応に向けた経緯

- ・令和元年8月、区立幼稚園に在籍する幼児Aの保護者より、血糖測定およびインシュリン注射を要するため看護師の配置を行ってほしいとの要望を受けた。（A令和2年4月に区立小学校入学予定）
- ・9月の本委員会にて状況報告を行った。
- ・10月、区立保育園に在籍する幼児Bの保護者より、同様の要望を受けた。Bに対しても、保護者への聞き取り、看護師等の面談を行い状況の聞き取りを実施。B児は、保育園が訪問看護ステーションと契約を行い、保育園でも看護師が処置を実施している。

2 今後の対応

- ・来年度の就学に向け、学校や医療機関等とさらに調整を行い、児童の情報収集に努める。令和2年1月に開催する「医療的ケア利用検討会」にて安全に実施できると判断した場合に限り、試験的に医療的ケアを実施する。
- ・血糖値測定等はスポットでの対応となるため、区内の訪問看護ステーションが参加する練馬区医療的ケア児支援ステーションの看護師を派遣する。
- ・事業開始後1年を目途に、本格実施に向けて検討する。